

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果

東野保育園

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人ACOBA
所 在 地	我孫子市本町3-7-10
評価実施期間	平成27年11月1日～平成28年2月29日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	浦安市立東野保育園 ウラヤスシリツヒガシノホイクエン		
所 在 地	〒279-0042 浦安市東野1-7-2		
交通手段	東西線浦安駅下車 東京ベイシティバス4, 8, 12番市役所前下車 京葉線新浦安駅下車 東京ベイシティバス5番東野保育園下車		
電 話	047-350-4321	FAX	047-350-4322
ホームページ			
経営法人	浦安市		
開設年月日	平成元年4月1日		
併設しているサービス	一時預かり事業、保育ママ連携園、園庭開放、子ども相談		

(2) サービス内容

対象地域	東野、堀江、富士見、猫実、北栄、入船、								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	21	30	30	30	30	30	171		
敷地面積	2000.18㎡			保育面積		915.96㎡			
保育内容	0歳児保育 ○		障害児保育 ○		延長保育 ○		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育 ○		子育て支援 ○		
健康管理	年2回内科、歯科健診 3, 4, 5歳児歯磨き指導 月1回身体測定								
食事	完全給食、離乳食、アレルギー除去食、								
利用時間	7時から19時								
休 日	日曜日、祭日、年末年始（12月29日から1月3日）								
地域との交流	小学校、中学校、高校の学生受け入れ、園庭開放								
保護者会活動	保護者主催の催しもの 保育フォーラム								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	30	47	47	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	25	2	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
		5	38	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	一時預かり事業 ・ 特定教育・保育施設		
申請窓口開設時間	8時30分から17時まで		
申請時注意事項	利用月の前月1日から電話受けつけ ・ 支給認定と利用調整の申請兼保育所申込は同時に手続き 初回利用は面接を行う 私的月2回 緊急14日 非定型週3日		
サービス決定までの時間	空きがあれば当日初回は利用日前日 ・ 30日		
入所相談	電話、来園時に行う		
利用料金	0～2歳児1日2200円半日1100円 3, 4, 5歳児1000円半日500円 ・ 保育料は保護者の市区町村民税をもとに算定		
食事料金	1回200円		
苦情対応	窓口設置	東野保育園	
	第三者委員の設置	健康福祉部社会福祉課	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	<p>「理念」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの健やかな成長を目指す ・ 安心して生き生きと子育てができる支援を目指す ・ 子どもと家庭を見守り、ささえあえる保育園を目指す <p>「基本方針」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大人との信頼関係を深め、豊かな経験ができるようにしていきます ・ 安心して過ごせる場になるよう環境づくりに努めます ・ 基本的な生活習慣を身につけ、主体的に活動できるように保育をしています。
特 徴	<p>市内の中心部に位置し、浦安市5番目の公立保育園として開園した。若い世代の核家族家庭が多く、保育需要が高く市民のニーズに応える為に園庭開放や一時預かり事業を実施している。また、発達センターとの交流を頻繁に行っている。</p> <p>小学校が隣接していることで、保小の連携がしっかりとれている。</p>
利用（希望）者へのPR	<p>成長の基本となる大人との愛着関係を大切に、子どもが安心して歩きだせるように保育をしています。また、個々の発達の違いを理解しそれに応じた保育を行い保育者との信頼関係を築いています。</p> <p>子どもの姿を捉え、興味、関心を大切に主体的な活動へとつなげています。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

東野保育園

特に力を入れて取り組んでいること
1. 恵まれたロケーションで地域の保育ニーズに対応した園運営
当園は平成1年に浦安市の中心部、市役所に隣接した地区に設立された保育園である。浦安市総合福祉センター(こども発達センター・児童センター・こども家庭支援センター等の複合施設)や東野小学校と隣接しており、これらと連携しての園運営が園の強みとなっている。就学前に1年生の授業参観や学校給食体験、小学校の避難訓練に参加したり、子ども発達センターの子ども達との交流も活発である。また、こども発達センターとは状況に応じて連携を図りアドバイスを頂いている。都内に通勤する若い核家族世代が多く、延長保育・一時保育・子育て支援・園庭開放などにも積極的に取り組んで、地域の期待に応えている。
2. 計画的な研修による人材育成ときめ細かなマネジメント
浦安市では中長期の人材育成体系や計画が整備され、職種別、役割別の能力基準が詳細に策定されている。園では個々の職員の育成計画や目標が明確にされた研修計画が作られており、各職員は年1回は研修を受講する体制ができています。研修に出席しない職員にも伝達研修やOJTを通じて共有をはかり、職員全体の能力向上に資している。また、園の運営については園長の強力なリーダーシップの下で、保育課程や綿密な指導計画に沿って「子どもたちの健やかな成長・安心して子育てができる支援・家庭を見守りさえあえる保育」を目指して取り組んでいる。手順を職員間で共有するために保育現場に即した各種マニュアルも整備されている。
3. 食育活動に力を入れた保育
年齢別に「東野保育園食育年間計画」を作成し、栄養士、給食員をはじめ関係職員が関わり、食育活動に取り組んでいる。野菜栽培・セレクト・出前等、様々な取り組みがあるが、園庭にて炭火でさんまを焼く「さんまの会」は、周囲の環境に恵まれた当園ならではのイベントであり好評である。子ども達がいろいろな食体験を通して「食」に興味を持ち、作ることや食べる喜びを味わえるように努めている。3歳以上児からは看護師や栄養士が手洗い、うがい、箸の持ち方等につき、正しい生活習慣を身につけるように指導を行っている。給食献立表は月初に保護者に配布され、毎日の給食サンプルはメニューボードに展示、栄養士からの給食レシピの紹介がある。保護者アンケートでは「子どもと一緒にサンプルを見るのが楽しみ」等、全員から高い評価を得ている。
4. 子どもたちの自主性を育てる保育
園庭やホールは広く子ども達がのびのびと遊べる恵まれた環境にあり、近隣の公園へ出かけることも多い。どんぐり、松ぼっくりや落ち葉等を拾い集めてゲームやコマ作りに活かしたり、カタツムリや青虫を飼育し、さなぎから蝶へと成長の過程を観察する等四季を通して動植物に接する機会を設け、子ども達の興味・感心を大切にしながら、自主性を育てる保育に取り組んでいる。
さらに取り組みが望まれるところ
1. 保護者とのコミュニケーション方法の工夫
若い世代の核家族の保護者が多く要望も多岐にわたることから、対応が難しい背景があると思われるが、今回のアンケートでは子どもや保護者の立場に立って、相談しやすい対応を希望する声が多い。園長はじめ幹部職員はそれぞれ役割を分担し、公立保育園としての課題実践に向けて多忙な職務をこなしておられ、マネジメント上の諸取り組みは極めて充実している。今後の課題として、保護者とのコミュニケーションの取り方につきご検討いただきたい。
2. 施設・設備の補修と更新
当園は園舎、特に内部施設が老朽化しているが市の予算の優先度の関係で、大きな補修や設備更新が遅れ気味である。このため、園では小修繕や清掃に努めているが、保護者から安全や衛生を懸念する声がある。なるべく早い時期の補修工事の実施を期待するとともに、市の修繕計画や予定については逐次保護者に説明することが望まれる。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

結果を拝見しわかりやすく伝えることの大切さを改めて感じました。

園側が伝えていても保護者が理解していなければ、情報は一方的になってしまい、コミュニケーションも取れていないことになってしまうことを痛感しました。このことを含め職員間で話し合いを設けていきたいと思います。

また、今回、客観的に園を見ていただいたことで、園のことをより理解し評価して頂ける面と
もっと改善しなければならない面がわかりました。今後は良い面を今以上に高め、また、指摘
を受けた所は、早速検討しより良い園の運営につなげてまいりたいと思います。

東野保育園 福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0	
			計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0	
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			利用者満足の向上	13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	3	1	
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0	
				提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
		3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
				18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0	
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0	
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0	
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。	4	0	
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0	
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0	
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0	
				子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
					28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
		食育の推進	食育の推進	29 食育の推進に努めている。	5	0	
				30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
		5 安全管理	環境と衛生	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
				32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	
		6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0	
				計	128	1	

項目別評価コメント

東野

標準項目 ■ 整備や実行が記録等で確認できる。 □ 確認できない。

評価項目		標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念・園の保育方針・園目標として明文化され、ひがしのほいくえん概要、保育課程・重要事項説明書などに掲示されている。理念や保育方針・園目標は「浦安市の育てたい子ども像」や「市の保育指針」に沿ったもので、法の精神が盛り込まれている。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念や園目標は園の玄関や保育室に掲示するとともに、園目標や保育方針につき毎年話し合い共有する機会を持っている。園目標は具体的に各年児(クラス)の保育目標や指導計画として示され、随時のクラスごとの振り返りや月2回開催の職員会議等で確認しあっている。園内研修も実施している。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>「ひがしのほいくえん概要」に記載して入園時に説明を行うとともに、毎年懇談会でも説明を行っている。しかし今回のアンケート結果では、「説明を受けたが内容は覚えていない」と答えた保護者が多い。要因としては保護者の関心が薄いということもあるが、理念・方針・目標と項目が多岐にわたり、保護者への配布資料には多くのフレーズが並んでおり、一般の保護者の記憶には留めがたいのではないかと思われる。</p>		
4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。
<p>(評価コメント)</p> <p>浦安市立保育園であり、園としての事業計画、重要課題は主に保育課程及び年間指導計画として作成・実践し、評価・反省を行っている。保育の質の確保・職員の育成・安全管理・地域の子育て支援などの重要課題がある。保育の質の確保に向けて指導案(年間、月、個別指導)を作成し、評価・反省を行い課題を明確にしている。</p>		
5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>前年度の評価や新しい課題の立案に当たっては園長が中心となり、各部門で職員が話し合って決定している。職員会議は月2回実施し、給食員との話し合い(月1回)、以上児会議、未満児会議、リーダー会議、各クラス、各係、朝夕サポーター全体会など各種会議を設け反省・評価等を行い、風通しの良い運営を行っている。市の方針に沿って園の方針や計画を立案し、課題を整理して職員の意識統一しながら運営している。</p>		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員は毎年自身の個人目標を定め達成状況の自己評価を行う仕組みがある。各人の目標と達成状況を踏まえて園長は年1回面談してアドバイスをを行い、公正な評価、職員の育成と意欲向上に繋げている。職員研修には積極的に取り組んでおり、個人別に自己研修計画を年度初めに作成して計画的に受講するように指導している。</p>		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の守るべき倫理を記載した「保育者の手帳」を全職員に配布し周知を図っている。また、園ではプライバシー保護に関する各種マニュアルも整備し、いつでも見られるようにファイリングしている。浦安市立保育園新人対応マニュアルには、冒頭の「児童憲章」に続いて「全国保育士会倫理綱領」を掲載し新人研修を通じて徹底を図り、公務員としての保育士の自覚を促している。</p>		

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材育成方針が明文化されている。 ■職務権限規定等を作成し、従業員の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>浦安市の人事方針や人事処遇制度に基づき、市の保育課で園職員の人事評価や採用、人事異動などが行われる。園職員の業務分担当表には職種ごとの職務内容、役割と権限が明確に示されている。評価基準や評価方法の明示や評価結果についての説明の仕組みはないが、園長は市の定める人事評価表により一次考課を行い保育課に提出するとともに、年2回の面接時に本人の評価と今後の課題などについて話し合い、育成に繋げている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
<p>(評価コメント)</p> <p>毎月、休暇取得状況と休暇申請書をチェックし、休暇消化の促進に努めている。レクリエーション係を置き職員の意見をまとめて福利厚生事業を実施している。職員全体の計画的な業務配置を行い、育児休暇やリフレッシュ休暇が取得できるよう配慮している。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>「保育所保育指針の第7章 職員の資質向上」の規程を基にした中長期の研修体系が整備され、階層別専門研修、テーマ別研修やOJTの体制ができています。個々の職員の人材育成計画が作成され、職員は年1回以上の研修を受講するようにしている。</p>		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>新入職員は子供の権利に関する法の基本方針や児童権利宣言を学習している。そのうえで日常の業務や会議において考え、振り返りを行い虐待防止対応マニュアルを基に対策が検討され、実践で学んでいる。園では職員の不適切言動や放任、虐待、無視などの問題行動はないが、虐待被害にあった子どもが見つかった場合に、関係機関と連携がとれる体制が整っている。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園のしおりや重要事項説明書に園児と保護者等に係る個人情報の使用について明記し、入園時に保護者に説明し同意確認を行っている。この他に年度毎に確認書で確認し、利用者の求めに応じてサービス提供記録を開示している。実習生やボランティアのオリエンテーションでは、マニュアルをもとに説明し周知されている。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 <input type="checkbox"/>利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育課と保護者会が各々年に1回の保護者アンケートを行っている。アンケートの結果は職員に周知され、必要に応じて改善策を検討し対応している。また、園の行事後にアンケートをとり、その結果を次年度の行事への参考にしている。意見箱も設置され、利用者との相談の内容はノートに記録されており、仕組みは整備されているがアンケートには相談や要望が出しにくいとの意見が多いので対応策につき検討いただきたい。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>苦情相談の窓口は重要事項説明書にも明記され確認書を取っており、園内掲示もされている。しかし、今回の保護者アンケートの結果によれば、「苦情相談窓口を知らない」「相談しにくい」と答えた保護者が多い。相談窓口を覚えているかどうかよりも、苦情や相談を現場で気軽に受け止め、大きな不満にならないような対応が望まれる。尚、相談、苦情対応マニュアルがあり、相談内容は記録シートに記載され、必要に応じて全職員に周知し、改善が図られている。</p>		

15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 保育日誌や指導計画から振り返りを行い、未満児・以上児会議で評価・見直しを図り、職員会議で次月の保育計画を決定・共有しながら、組織として保育の質を担保している。第三者評価結果は、職員会議で評価結果を共有し課題の改善に努めている。併せて、保護者には園だより等でお知らせし、玄関ロビーの掲示物コーナーでも開示している。		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の基本や手順が明確になっている。 ■ 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■ マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■ マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 「いきいき浦安っ子」「0歳児保育マニュアル」「保健業務マニュアル」「栄養士業務マニュアル」「誤嚥・窒息事故防止マニュアル」「新人対応マニュアル」等各種マニュアルが整備されており、全職員に配布して活用しながら保育を行っている。浦安市の各園共通マニュアルは具体的な取組み方法や手順を各園から持ち寄り、園長会議で審議して作成されたものであり、現場に即したわかり易いマニュアルとなっている。職員会議を通して確認し合うとともに、園の各種会議等で検討しマニュアルの見直しや改訂を行っている。		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■ 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 問い合わせや見学は随時行われ、園長、副園長及び主任保育士らが対応している。見学は極力希望に添えるように日程調整して受け入れ、「ひがしのほいくえん概要」等を使用して、質問に答えながら丁寧に説明している。各年児の課題(創作遊び、リズム遊び、ごっこ遊びなど)に取り組んでいる様子等をプライバシーに配慮しながら見ていただき、園への理解を深めている。また、子育て支援制度を活用し、体験的な園利用も勧めている。		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■ 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■ 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■ 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 入園面接時「入園のしおり」にて保育方針・保育内容・ルール等について保護者に丁寧に説明し、また「重要事項説明書」の説明を行い同意を得ている。年度始めの各クラス懇談会でも保護者に保育方針や保育内容を説明している。継続利用者には年度末に、新年度の保育方針や「重要事項説明書」の確認を行い、同意を得ている。		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 浦安市の保育に対する基本理念・基本方針・目標を盛り込んだ市の「保育・教育課程」を基に、平成25年に園の保育課程を改定した。前回の第三者評価での指摘事項等も踏まえ、また地域事情なども考慮に入れて園内各部門会議等で検討を重ねて改訂版を作成したもので、全職員で共有を図っている。		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 保育課程に基づき、長期的な指導計画(年・期・月)と短期的な指導計画(週・日)を作成している。指導計画は年齢別の発達過程に合わせ、具体的な「ねらい」・「内容」・「援助方法」等、担当職員間で話し合い立案され、その後実践・評価し、改善に努めている。子ども達の成長を見通した環境を構成し、主体的に活動ができるよう工夫されている。3歳未満児、特別配慮が必要な子ども達に対しては所定の様式で、各子どもに合った個別計画を作成している。		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント) 0歳児は月齢別に、1歳児は食事・寝室・遊ぶコーナー別に、各保育室はロッカーで仕切られ、玩具や用具等、自由に取って遊べる空間・時間を確保しており、職員は状況や課題に応じて工夫・整備している。2歳児以上は自分で絵本や用具等が取りだせる高さにロッカー等を設置している。教材等を提供した時は先回りして指導せず、子ども達が自主的に活動や遊びができるよう環境の整備や援助に努めている。		

22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>公園へ散歩に出かけて、どんぐり・松ぼっくり等を拾い集め、ゲームやコマ作りに活かしたり、近隣の児童センター・郷土資料館・図書館等へ訪れることが多く、社会体験や地域の人達に接する機会に繋げている。園内ではサツマイモ・オクラ等を育て収穫後に、野菜のスタンプ作ったり、青虫・カタツムリ等を飼育し秋の冬眠時期に園庭に逃がしたりして、子ども達が自主的に自然や社会に関われるよう工夫している。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>各年児ごとに一人ひとりの理解力にも配慮し、遊びや生活を通して仲間意識を育み社会ルールを身に付けるように関わっている。けんかやトラブルの後は、お互いに自分の意思を伝え、相手の気持ちを理解し合い、子ども同士で解決するように見守っている。小さい子どものトラブルは未然に防ぐよう心がけている。わずかな怪我でも双方の保護者に同日中に報告し、疑心暗鬼や禍根を残さないようにしている。広い園庭の利用曜日を3歳未満児と以上児に分け、十分に遊びができるよう工夫がされ、なかよし交流(3歳以上児で編成)を毎月、2回開催し異年齢の関わりに取り組んでいる。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>気になる子等の対応方法は、担当職員間で検討後、職員会議で全職員で話し合い、きめ細かな配慮・対応ができるよう共有し、園全体で開かれるよう努めており、実践に基づいた個別の指導計画を作成している。隣接の浦安市幼稚保育園課から、毎月1回保育カウンセラーの来園があり相談・助言を受けている。園と発達センターの子どもの交流もあり、保護者との情報交換・相談ができる体制を整えている。困難事例については園内研修で事例検討を実施し、誰もがその子に寄り添った適切な対応ができるように努めている。保護者アンケートからは配慮の必要な子、周りの子の保護者からそれぞれ微妙な感情が垣間見られるので格別の配慮をお願いしたい。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>朝・日中・夕、職員間の情報の引き継ぎや共有を適切に行ない、口頭や年齢別の引き継ぎノートを活用し、保護者に報告漏れが無いようにしている。、非常勤保育士や朝・夕時間外サポーターと話し合いの機会を設け、研修や避難訓練を実施し、年1回は市の研修を受講している。長時間保育の子ども達が最後まで、安全・安定して過ごせるようサポーターと一緒に、落ち着いたで過ごせるよう援助に努めているが、保護者アンケートには夕方の時間外サポーターに対する要望が散見されるので、対応につき検討頂きたい。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>登降園時に直接保護者に一日の乳幼児の様子を伝えるほか、3歳未満児は毎日連絡ノートで、3歳以上児は個人ノートを活用して共有している。必要に応じて随時保護者との相談に応じ、丁寧な対応を心がけている。年2回の保育参観や保育参加及び個人面談を通して、保護者とは子ども達の成長・発達に関して話し合い記録している。隣接の小学校とは園庭から行き来ができ、日常的に交流がなされ、年長組は就学前に小学校の1年生授業参観や給食体験を行っている。保護者の了解のもと、「保育園児童保育要録」を担当保育士が作成し、市内の小学校へは直接持参し、市外の小学校へは郵送している。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>6カ月未満児は毎月1回乳児健診、その他の子ども達は年2回の内科と歯科健診などの健康診断を実施している。登園時には担任職員と看護師により観察を行い、また1日2回各保育室を巡回して健康状態を観察・記録している。看護師は年齢毎の保健指導・毎月1回身体検査を実施・記録し、各保護者へ伝達している。虐待が疑われる場合には園長へ報告し記録・観察を行い、家庭子どもセンターへ連絡し対応方法を講じている。</p>		

28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育中の体調不良やケガなどの場合は、状態等に応じて保護者または緊急連絡先へ連絡するとともに、子どもの健康、安全を最優先して必要な措置を講じている。園内で感染症等が発生した場合は、玄関等分かりやすい箇所に文書で掲示し保護者の協力を求めている。園では常備薬として白色ワセリン、ムヒベビー、マキロン等を設置して必要に応じて使用するため、保護者からは年度ごとに使用承諾書をもっている。常備薬は毎月点検し、必要に応じ補充している。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>・浦安市の食育計画に沿って、園では各年児別に独自に食育年間計画を四半期ごとに分けて作成し、評価・反省を行っている。</p> <p>・3歳以上児からは看護師や栄養士が手洗い、うがい、箸の持ち方等につき、正しい生活習慣を身につけるように指導を行っている。</p> <p>・給食員は給食の盛り付けや「出前おにぎり」等で各保育室へ出向き、子ども達の喜ぶ様子を直接確認している。また、季節毎の行事では秋の「さんまの会」が好評である。</p> <p>・アレルギー除去食は医師の指示書のもと、栄養士・保育士・保護者で面談を行い、具体的な対応方法を全職員で共有している。詳細なマニュアルにより専用盆で提供された除去食は職員同士で声を掛け合い、座る位置にも配慮し誤食防止に万全を期している。</p> <p>・給食は各保育室で園児と保育士と一緒に楽しく頂いている。</p> <p>・保護者へは月初めに、給食献立表が配布され、栄養士から給食レシピの紹介があり、直接聞く事もできる。事務所前には給食のサンプルが毎日メニューボードに展示され、保護者からは「毎日、子どもと帰りに見るのが楽しみ」等、保護者アンケートでも評価が高い。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>0歳・1歳児の保育室には空気清浄器を設置し、2歳児以上の保育室は子ども達が園庭等で遊んでいる間、十分な換気を行い、快適に過ごせる環境を整えている。園の設備や用具等は「保育園の衛生管理」マニュアルに従い管理している。室内外の整理整頓は各職員が心がけ、清掃状況や危険箇所等の確認をし、毎週土曜日に園庭・倉庫等の整理整頓を行っている。加えて年1回、空気・ダニ等の環境検査を業者に依頼して環境整備に努めているが、園舎や設備の老朽化が進み補修跡等で視覚的には良好とは言えず、アンケートでも一部懸念する声が上がっている。衛生指導面では3歳以上児に発達状況に応じて、看護師が手洗い・うがい等の指導を行っている。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事故発生時には事故報告書を作成し、発生要因の確認や未然防止策を全職員で検討し事故防止対策を講じている。職員は分担して毎日、「施設点検表」に沿って施設内外の安全点検を行い、園内・園外の防犯見回りも行っている。防犯訓練は年間計画を立て、「安全対策マニュアル」をもとに年数回実施、内1回は市の警察防犯課の指導下で行なっている。玄関は電気式施錠とし、防犯カメラを設置して、外部からの不審者等の対策が図られている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>火災・地震の避難及び消火訓練は年間計画のもと毎月、保育中の様々な時間帯・場所を想定して自主的に実施し、年1回は消防署の指導の下で総合避難訓練を実施している。年長児は隣接の小学校避難訓練に参加し、園長・副園長等は地域防災対策(自治会、小学校、発達センター等)の会合に参加し連携を図っている。災害時の安否確認方法として災害優先電話の設置と登録制メールがあり、毎月1回「災害用伝言ダイヤル」の模擬訓練を行っている。他に非常食の備蓄、消防署による普通救命講習、看護師によるAED(玄関に設置)使用方法等の園内研修を実施し、全職員に周知している。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>「保育ママ」宅へ毎週1回、当園の担当職員が巡回し相談・指導・援助等を行っている。地域子育て支援として一時保育事業を始め、園庭・ホール・クラス開放等、交流の場を提供し参加者同士のコミュニケーションを図り、電話による育児相談を受けている。他に当園内見学や市内の中学・高校生の職場体験を受け入れている。子育てに関する情報を掲載した「おてつないで」を毎月発行し、隣接の児童センターをはじめ、市役所・つどいの広場等へ配布・設置し、地域のお母さん方へ働きかけを行っている。</p>		